情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
［略］	［略］	［略］	［略］
十　国土交通大臣	船員法（昭和二十二年法律第百号）による衛生管理者適任証書又は救命艇手適任証書の交付に関する事務であって第十二条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第十二条で定めるもの
十の二　海難審判所長	海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）による海事補佐人の登録に関する事務であって第十二条の二で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第十二条の二で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］
二十九　市町村長	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。）の支給に関する事務であって第三十一条で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する事務であって第三十一条で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第三十一条で定めるもの
		内閣総理大臣	戸籍関係情報であって第三十一条の二で定めるもの
二十九の二　日本公認会計士協会	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）による公認会計士、外国公認会計士又は特定社員の登録に関する事務であって第三十一条の二で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第三十一条の三で定めるもの
二十九の三　都道府県知事	消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）による危険物取扱者免状	法務大臣	戸籍関係情報であって第三十一条の三で定めるもの

情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
十　国土交通大臣	船員法（昭和二十二年法律第百号）による衛生管理者適任証書又は救命艇手適任証書の交付に関する事務であって第十二条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第十二条で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
二十九　市町村長	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。）の支給に関する事務であって第三十一条で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する事務であって第三十一条で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第三十一条で定めるもの
		内閣総理大臣	